



## 共済年金は厚生年金に統一されます

平成27年10月から被用者年金が一元化されます

今回の改正の趣旨は、平成24年2月17日の閣議決定「社会保障・税一体改革大綱」に基づき、公的年金制度の一元化を展望しつつ、今後の制度の成熟化や少子・高齢化の一層の進展等に備え、年金財政の範囲を拡大して制度の安定を高めるとともに、民間被用者、公務員を通じ、将来にむけて同一の報酬であれば同一の保険料を負担し、同一の公的年金給付を受けるという公平性を確保することにより、公的年金全体に対する国民の信頼を高めるため、厚生年金制度に公務員及び私学教職員も加入することとし厚生年金制度に統一することです。

具体的に説明すると、

①民間企業に勤めている方は厚生年金に加入し、公務員及び私学教職員は共済年金に加入しているが、平成27年10月から、公務員及び私学教職員も厚生年金に加入することとし、国民年金（基礎年金）の上の2階部分にあたる年金は厚生年金に統一されることとなります。

②厚生年金及び共済年金の保険率は、現在も毎年0.354%ずつ引き上げられていますが、厚生年金の引き上げスケジュールを法律に位置づけ公務員は平成30年、私学教職員は平成39年に18.3%で統一されます。

③公的年金制度体系の3階部分にあたる「職域部分」を廃止し、民間サラリーマン等との同一保険料・同一給付を実現することとなります。

④厚生年金と共済年金は、遺族年金の転給などの制度的な差異がありますが基本的に厚生年金に揃えることで差異を解消します。

⑤保険料及び給付額の算定基礎は、標準報酬になります。



## 月例給カットについて

東日本大震災の復興予算を捻出するための国家公務員の賃金削減（2012年4月～2014年3月までの期間 7.77%カット）に端を発した地方交付税の削減を、それに伴う賃金カットが県当局より提案されて組合と交渉がなされました。

新聞にも書かれていましたとおり、賃金カットは決まりまして議会に条例案が提案され、学校で読み上げられた知事のメッセージどおりカットが決定となりました。以下はカットされた内容となります。

### ○月例給について

期末勤勉手当に一時金の加算のある職員 6%カット  
加算のない職員 4%カット（当初提案は5%）  
管理職 8%または10%カット  
※手当への跳ね返りはなし

### ○一時金はカットしない

○管理職手当 次長級以上 15% その他 10%

○期間は2013年7月1日～2014年3月31日



猛烈な暑さが  
続いているのに  
財布は涼しいな・・・

